

旧豊水小学校複合施設屋内消火栓用配管修繕業務仕様書

1 業務概要

令和3年度に実施した消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備点検において、屋内消火栓設備の放水圧力が低いことが判明した。原因の調査を行ったところ、配管の一部に漏洩が生じている旨報告を受けた。

本業務は、原状回復を目的として屋内消火栓設備にかかる配管の修繕を実施するものである。

2 実施場所

旧豊水小学校複合施設（別表1のとおり）

札幌市中央区南8条西2丁目5-2

3 対象設備

別表2による

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

3に示す漏洩箇所について、配管の修繕を実施する。

実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

6 資格要件

消防設備士甲種第1類

7 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 業務の実施に必要な車両に係る経費、工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）、消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

8 提出書類

ア 業務着手時に提出するもの

- ・業務着手届 1部
- ・業務責任者指定通知書 1部
- ・業務責任者経歴書 1部
- ・業務日程表 1部

イ 業務完了時に提出するもの

- ・完了届 1部
- ・業務報告書 1部

9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、点検日程等を委託者と事前に協議し、各施設の業務に支障をきたさないよう十分に注意すること。
- (2) 庁舎内外の作業で、職員の業務あるいは関係者に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合は、委託者の指示する時間帯とする。
- (3) 業務履行に伴う車両の駐車に必要なとする用地は、委託者と調整し、確認を受けること。
- (4) 作業に際して委託者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。
- (5) 他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。